

平成22年第3回春日那珂川水道企業団議会定例会（第2日）

1. 出席議員（10名）

1番	藤井俊雄	2番	竹下尚志
3番	春田智明	4番	原口憲雄
5番	上野彰	6番	前田俊雄
7番	大久保妙子	8番	津口勝也
9番	平山ひとみ	10番	村山正美

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（12名）

顧問 (春日市長)	井上澄和	顧問 (那珂川町長)	武末茂喜
局長	福岡寛治	企業長	川原康義
参事	白水満	総務課長	松永明
企画財政課長	櫻井隆司	総務課主幹	磯田慶二
浄水課長	山崎巖	施設課長	八尋正廣
料金課長	笹渕福美	施設課主幹	石橋博

4. 出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	磯田慶二	書記	山川誠治
------	------	----	------

5. 議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案第16号から議案第22号に対する質疑、討論、採決

6. 会議に付した事件名

議案第16号 平成21年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について
議案第17号 平成22年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第1号）
議案第18号 春日那珂川水道企業団暴力団排除条例の制定について
議案第19号 春日那珂川水道企業団個人情報保護審査会委員の任命について
議案第20号 春日那珂川水道企業団個人情報保護審査会委員の任命について
議案第21号 春日那珂川水道企業団個人情報保護審査会委員の任命について
議案第22号 春日那珂川水道企業団個人情報保護審査会委員の任命について

開会 14時00分

○大久保議長 皆様、こんにちは。

きのうでエコスタイルは終わりましたが、きょうもまだ暑いようでございますので、上着を脱がれる方は脱いでいただいて結構でございます。

では、定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第2号により議事を進めてまいります。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会に2名の方から質問通告書が提出をされております。

早速、質問をお受けします。

10番村山正美議員。

○村山議員 10番、春日市選出の村山正美です。私は、福岡地区水道企業団と当企業団とのかわりについて、大山ダムからの受水等にかかわって質問を行います。

私自身は、終戦の直前、6月4日に福岡市の美野島で生まれて15歳まで生活しており、そういう点で、福岡市が全国の主要都市に伍して発展しているのは、私自身にとっても誇りの一つであります。しかし同時に、春日市に居住して50年、市政に参画して35年を超え、福岡市と春日市の関係は、対等平等とまではいかなくても、平等互惠であるべきだというふうに考えます。

さて、水道に関して、かつて私若いころ、学者の本で、福岡市は那珂川を主流としての水の関係でいえば、人口の限界は80万人だというふうに言われておったことを記憶しています。実際に、福岡市はその後も人口増加が続いておりました。そういう中で、福岡市だけの水源の開発ということではさまざまな問題があるということで、結果として、福岡都市圏の水源開発という、そういう理屈づけで、主として筑後川水系での水源開発が行われてきたところであります。

今回の大山ダムも約9割ぐらい完成したという話を伺っております。また、妻の里が大山ダムの上流の前津江村でございますし、そういう点では、しばしば大山ダムのそばを通るわけではありますが、最上流のツバキハラは九州の中でも最も雨量の多い地域で、恐らく大山ダムは予想よりもかなり早いペースで満水状態が実現するだろうというふうに言われているところであります。

もともと大山ダムは、5万トン超の水を生産することができるというふうに、かつてお聞きしておりましたが、いよいよ完成間近になって、新たな情報によりますと、実際には大山ダムで水道用水として利用できるのが2万7,000トン程度という、安定水量調整の結

果というふうにお聞きしています。

特にその中で、何でと私が思うのは、福岡市が結局この配分がゼロになっているというふうにお聞きしています。また、福岡地区の水道企業団の余剰金が68億円ほどあるというふうにお聞きしています。しかも、このお金のかなりの部分が福岡市に貸し付けられて、短期ではありますが、年度末には返済されているようですが、地区水道企業団から見れば、手持ち資金の運用ということになるんであるろうとは思いますが、しかし加入団体から見れば、結果として払い過ぎたものが余剰金として残っている、それが福岡市のためだけに使われているという、この関係で見て妥当なのかなというのが、改めて疑問として私自身は思っているところです。

そういう点で、春日那珂川水道企業団の立場で、福岡地区水道企業団の運営にかかわって、きちんとすべきことが言われているのか、余りにも実態としては、福岡市優先という結果になっているのではないかというふうに思うところでもあります。そういう点では、この大山ダムの配水が福岡ゼロという関係で見た場合でも、この春日那珂川水道企業団への配水についても、実際今の状況からいえば、返上をすべきではないかなというふうに私自身は感じると思いますが、いかがなものでしょうか、お答えをお願いしたいと思います。

○大久保議長 櫻井企画財政課長。

○櫻井企画財政課長 企画財政課長の櫻井でございます。私のほうから、ただいま村山議員の御質問に対して答弁させていただきます。

村山議員御指摘の、福岡地区水道企業団とのかかわりについて、1点目の大山ダムからの受水についてでございます。

平成25年度の大山ダムの完成によりまして、福岡地区水道企業団は、1日5万2,000立方メートルの新規水源が開発されます。当企業団には、配分量に基づきまして、1日4,600立方メートルが増量されることとなります。

一方、これまで開発されてきた筑後川水系に係る江川、寺内、合所ダム、筑後大堰の施設能力、いわゆる取水能力についてでございますが、10年に一度程度発生する渇水に対して安定的に取水することはできる度合い、これを利水安全度といたしますが、筑後川においては利水安全度を考慮し、安定取水量が75%に見直されました。これにより、現在1日に5,700立方メートルの受水料が1日4,275立方メートルとなり、1,425立方メートルの減量となります。したがって、これを差し引きますと当企業団の受水量は、1日3,175立方メートルの増量となります。結果、筑後川水系の受水量は1日8,875立方メートルとなります。

次に、福岡市の水量についてでございますが、先ほど申し上げました利水安全度の見直しに伴い、福岡市の筑後川水系における受水量は、現在の1日13万9,800立方メートルから1日10万4,850立方メートルとなり、3万4,950立方メートルの減量となります。大山ダムの完成に伴う受水は、1日1万3,200立方メートルの予定であり、差し引き2万1,750立方メートルの減量となります。よって、筑後川水系に係る受水量は、1日11万8,050立方メートルとなります。

そこで、水量の変更についてでございますが、私ども水道事業におきましては、国の認可との関係がございます。筑後川の利水安全度を考慮した水量及び大山ダム開発における各配分量につきましては、平成11年度に福岡地区水道企業団が国から認可を受け、水量の確定を行っております。これによりまして、各構成団体は変更認可を必要となり、変更認可を行っております。当企業団におきましても、平成13年度に変更認可を行いました。このことから、水量の変更につきましては、かなり難しいのではと思われま。

2点目の、福岡地区水道企業団の資金運用はどのようにされているのかとの質問についてでございますが、福岡地区水道企業団では、現金及び有価証券の保管につきましては、地方公営企業法施行令第22条の6において、最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないとして、平成14年6月に公金管理運用基準を定め、預金先は自己資本金比率等の経営指標が一定限度以上の金融機関など、安全性に重点を置いた運用を図ることとしております。また、平成14年2月には、構成団体及び構成団体の外郭団体に、銀行預金等よりも有利な金利で短期貸し付けを行う資金貸付基準を定め、より有利な運用に向けた取り組みを行っております。

御指摘の68億円につきましてでございますが、水源開発等積立基金条例に基づきまして、大山ダムの建設負担金の支払いに充てることを目的に積み立てている基金46億円と、未処分利益剰余金22億円の合計68億円と聞いております。なお、大山ダム建設負担金の基金は、完成時におきまして、一括で70億円を支払うということを目標に積み立てが行われておるというものでございます。

福岡市の貸し付けについてでございますが、福岡市の貸し付けは、先ほど言いました資金貸付基準の規定に基づきまして、福岡市と覚書を締結し、6カ月以内での短期貸し付けを行っているとのことでございます。利率の平均といたしましては、約0.5%ぐらいで貸し付けを行っておるとのことでございます。

以上でございます。

○大久保議長 10番村山正美議員。

○村山議員 御答弁は、それなりに執行部側の理論に基づいた答弁ではあるかと思えます

が、この筑後川の安定水量確保というその関係で、平成11年の論議だという話でございますが、今、現実の実態に即して、当然業務が見直されるべきではないのかなというのが私の思いです。

きょうからいよいよ国勢調査の回収も始まりましたが、人口減少時代初の国勢調査というのが連日のように報道されて、那珂川町は5万を超えたという話でございますが、そういう中で、しかもこの春日那珂川水道企業団では、1日の1人平均の使用水量も毎年毎年減少すると、こういう状況と、現実には春日市の人口は一時期11万になりましたけれども、10万9,500で、今後の推計では10万6,000まで減少するのではないかと、今後10年間、そういう予測もある中でございますが、ことしのこれだけの猛暑でも、1日の最高の配水量は給水能力の70%ですよ。これで大山ダムからの配水、給水が始まるとすると、能力が高まりますので、実際の給水能力の66%までダウンするということになります。

しかも、御存じのとおり、配水量は責任制でございますので、安い自己水源よりも、結果として高い水を優先的に買わなければならないという、この仕組みの中で運営されていくわけですから、先ほど言ったように、当然実態と、11年の当時と実態が変わってきてるわけですから、実際の使用水量にふさわしいような形で配分の見直しを行うし、また要求をするのが本来の筋ではないかなと。

ちなみに福岡市は、2カ月ほど前の新聞報道では145万を超えたということで、予測よりも5年ほど早い人口増加だというふうに報道されてましたが、その後調べたところでは、この1年間で、昨年9月とことし9月で見たら、もう既にまた1万人ふえているんですよ。これだけ人口増加が続いてる福岡市が、結果として配分がゼロなのに、人口増加がとまっている自治体が、計画があったからということで、高い水を受水し続けなければならないというのは、やっぱり矛盾だと思います。そういう点で、一日も早く主張すべきは主張して、この見直しを当然要求すべきではないかというふうに思います。それが結果としてやっぱり、市民、住民の安心・安全、そして低価な水を保障していく道ではないかなというふうに思います。

それから、68億円のお金について、大山ダムの債権云々という話がありましたけど、いずれにしろ、これも配水を受けた水道企業体の負担が必要以上であったから生まれた余剰金ですから、結果としてはやっぱり住民に、配水量に応じて、やっぱり一日も早く戻される処理、これが当然のことだろうと思うんです。そういう意味では、現金で配分をされるのか、あるいは大山ダムの起債にかかわっての繰上償還、そういう形でされるのかは、方法はいろいろあるかと思いますが、いずれにしろ、いわば私らから見れば、払い過ぎた分は当然一日も早く返せという主張をすべきではないかなというふうに思いますし、あわ

せてもう福岡市の水がそれほど要らないという時代になってるんだったら、これ以上の新たな水源開発、こんなことももうやめるべきではないのかなというふうに私は思いますが、その点についてもお考えをいただきたいというふうに思います。

○大久保議長 川原企業長。

○川原企業長 企業長の川原でございます。ただいま村山議員から、過去の経緯をたどりながら、るる論拠を説明されました。

内容はまさにそのとおりでございまして、まず第1点の大山ダムにかかわるこの給水問題については、過去、平成9年ぐらいから話が進みまして、その当時の経過をたどりながら、11年に——平成11年です——これについて各構成団体の状況をつぶさに調査して決定し、変更手続をして、13年に認可がおりたわけです。

もうおっしゃるとおりでございまして、当時は、我が春日那珂川水道企業団においても、実態をつぶさに調査していただければわかりますように、かなりの状況、いわゆる取水といいますか、利用がかなり増加しておったと、そしてまたそれに伴う収益も伸びておったわけでございますが、今日ここに至って、今、村山議員御指摘のとおり、かなり水余りの状況になってきておると、これは現在、15団体が福岡地区水道企業団加盟団体でございますが、構成団体でございますが、その中でいろいろ今現在論議をしているところです。

私も先般、福岡地区水道企業団運営協議会の中で、特に申し入れをしまして、1つはやはり我々のような末端給水においては——これはみんな構成団体はほとんどが末端給水でございますが——やっぱり水余りといいますか、過剰現象になってきていると、かなり事情変更があるわけでございますので、当時のことを言うのはどうかと思いますけども、当時と今とではやっぱりかなりの時間経過をしているわけでございますから、もう一遍これについての、量の配分というよりも、25年から開始されるわけですので、これから開始されるころの、大山ダムを含めた筑後川水系についての、これについての全体の取水、あるいはその料金についての、もう一遍再考してもらえないかということをお願いしてきたわけでございます。

これがどれだけ影響があるのかどうなのかは別としまして、やっぱり今おっしゃるように、福岡市であろうと、春日那珂川水道企業団であろうと、その置かれとる立場は構成団体の一つでございまして、もちろん力関係はあるかもしれませんが、1つでございますから、やっぱり言うべきところは言うべきだということで、私もそういうことを発言し、要望してまいりました。

現在、この点につきましては、この運営協議会の下にある幹事会というところ、これは課長、部長を中心にした会議でございますが、そこでもう一遍検討しているということで

ございますので、この点について、声を大にしてとはいきませんが、言うべきところは主張してまいったところでございます。今後の状況も、福岡地区の水道企業団の成り行きを見守ってまいりたいというふうに思っております。それが第1点でございます。

それから、第2点につきまして、68億円の運用についての問題については、これが今、資金の運用規定というのを福岡市は定めまして、構成団体全部じゃないんですが、福岡市がもう全部だと思いますが、福岡市に貸し付けをしているというのは、今、村山議員おっしゃったようなことを、全く68億円を貸し付けしているということは、まさにそのとおりでございます。

私も、これが福岡市にどういう形で、どういう利率で貸し付けされてるか、短期でしょうけども、ただ資金繰りのために貸し付けとる場合もあったかもしれませんが、そういうことをつぶさには、正直言って存じ上げていなかったわけです。

しかしながら、貸しておるということは知っておりましたが、どこにどういうふうな貸し付けをしているかっていうことは、つぶさには私も知らなかったわけですが、これについて、これをどうやって、そもそもこの68億円っちゅうのが、確かに余裕があるっていうことは、ひいては構成団体、そしてひいては住民の力によって蓄えられたものでありますから、これについては将来的なものとして、今現在の、いわゆる向こうからの受水単価、こういうものを含めて、受水費ということを含めて是正されていくなれば、それは直ちにじゃなくて、今後将来に向かって還元されていくんだろうというふうに私は理解をしております。この点については、さらに福岡地区水道企業団に十分に、つぶさに話の内容を聞きまして、これからの是正方を改めて要望していきたいというふうに思っているところです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○大久保議長 企業長、3点。もう一点、質問、答弁漏れ。これ以上の水源開発はやめるべきでないかっていう。

○川原企業長 3番目の問題でございますが、私が言うべきかどうかわかりませんが、現在、今日これ御存じのとおり、五ヶ山ダムの例を一つとりましても、大変長期間にわたってやっております。ちょうど私もたまたま那珂川町にお世話になったとき、56年でございますが、56年夏にこの話が来ておまして、もうそれから約30年経過をしているわけでございます。

その中で、いろんな紆余曲折があったと思っておりますけれども、当時のダムがどういうふうな形で、今、現政権の中でとらえられているかということについては、具体的に県営ダムでございますので、県が中心にやってるダムでございますので、これについての動きがま

た改めて出てくれば、御報告はもちろんさせていただきますが、現状としてはやっぱり、いつ何どき非常時が起こってくるかわからんと、今日、地震を初め風水害あるいはゲリラ豪雨、そういう中で起こってくるかわからないということで、今日ここまでつくってきているわけでございますので、ダムの完成は私はやむを得ない、あるいは必要だというふうに理解しているところでございますので、御批判は御批判としてお受けさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○大久保議長 村山議員。

○村山議員 福岡地区水道企業団の中で主張すべき立場っていう部分で言えば、基本的には、認識は一致してあるというふうに理解しております。

先ほど1回目の質問の中で、福岡市の水の事情からいえば、80万が限度だというこのくだけりでは、企業長うなずいておられました。まさにそういう意味では、福岡市の水確保のために、筑後川に水を求めたというこの経過からいってもあれなんですけど、もともと地球の自転の関係で、西に流れる河川というのは水量が安定しないというのはもう常識ですよ。ここにもともと求めたこと自体が、こういう75%の安定取水量という、そういうものを出さざるを得なかった、もともとそこに問題があるわけで、そういう点で、先ほど言いましたように、福岡市は今でもかなりのスピードで人口増加が続いてきている中で、春日那珂川水道企業団が新たな財源を投資して高い水を買わされるという、この事態を早く解消して、住民の皆さん方に安心・安全、低価な水を供給するという立場で、今後も御努力をお願いしたいというふうに要望して終わらせていただきます。

○大久保議長 これで村山正美議員の一般質問は終わりました。

続きます、6番前田俊雄議員。

○前田議員 6番、春日市議会選出の前田俊雄でございます。御承知のとおり、本企業団の給水エリアであります春日、那珂川町は、福岡市のベッドタウンということで、近年住宅増、人口増を果たしてきているところでございますけども、特に近年では住宅の形態が戸建てから、マンション等の集合住宅が多くなっているように見受けられております。

こうした中で、春日那珂川水道企業団の場合、集合住宅に対する給水方式は貯水槽給水方式を基本とし、また検針及び料金徴収は一括検針、一括徴収を基本としているという認識の中で質問させていただきます。

こうした集合住宅の増に伴いまして、集合住宅のオーナーないし管理組合、住民からさまざまな声が寄せられているところでございますけども、こういった背景から、まず1項目めとしまして集合住宅における戸別検針、戸別料金徴収について、2項目めとして集合

住宅に対する直結給水についての2項目について企業長にお尋ねいたします。

まず1項目めの、集合住宅における戸別検針、戸別料金徴収についてでございますけども、この施策につきましては、この議会でも過去議論となり、現在、福岡県当日の出住宅にて試験的に導入されていると理解しております。近隣市では、既に福岡市、大野城市において導入されており、また試験的導入もされてかなりのデータもそろっているし、検討の時間もあったわけでございますから、当然導入に向けての取り組みがなされているものと考えております。

それで、まずこの項目について2点お尋ねいたします。

まず1点目、県当日の出住宅における試験的導入の検証結果についてお尋ねします。

2点目に、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

2項目めとしまして、集合住宅に対する直結給水について。

本企业団においては、より安全で、よりおいしい水を供給したいと日々努力されているところではございますけども、集合住宅においては各戸に配水される前段で貯水槽に一たんためるために、安全でおいしい水が損なわれる可能性があります。集合住宅のオーナーないし管理組合等に対しては、貯水槽の衛生管理が義務づけられておりますけども、経済的負担から最低限の管理となっていることも聞き及んでおります。戸建ての需要者であれ、集合住宅の需要者であれ、同じお客様であり、可能な限りで同じ品質の水が供給されるべきではないかとも考えております。

隣接する福岡市では、直結給水は貯水槽に一たんためることなく配水管から直接供給でき、いつでも安全でフレッシュな水道水が使用できます。また、貯水槽の点検や清掃といったことが不要となるほか、省スペースや土地の有効利用といったメリットがありますという説明で大きく推進されていることから、春日那珂川水道企業団でも直結給水をとの声も寄せられております。

ここで、2点お尋ねいたします。

まず1点目、直結給水についての検討はされているのかどうか。

2点目、検討されているのであれば、その取り組みの方向性についてお聞かせください。

以上2項目、各項目2点で、4点についてお尋ねして、1回目の質問を終わります。

○大久保議長 笹渕料金課長。

○笹渕料金課長 料金課長の笹渕です。集合住宅におけます戸別検針、戸別料金徴収についてお答えいたします。

先に、ここで言います集合住宅とは、受水槽設置条件の対象に該当いたします、地上3

階建て以上に給水栓を設置する建築物になります。これらの建物は、水道法第3条第9項の規定によりまして、受水槽入り口までが水道事業者が規制を受ける給水装置でありますために、給水契約は建物の所有者と行いまして、料金は受水槽の上流側に設置した企業団の水道メーターの水量によって、一括請求しておるところでございます。よりまして、内部の各戸検針徴収は、所有者等の責任で実施していただくことになっております。

まず1点目の、県営日の出住宅におけます試験導入の検証結果でございますが、県営日の出住宅の戸別検針徴収は、全戸170戸を対象にいたしまして、平成14年8月から試験運用を実施しております。実施に当たりましては、設備の所有者でございます福岡県及び福岡県住宅管理公社と協定を締結いたしまして、条件として内部戸メーターの修理取りかえは所有者で実施されること、料金の支払い方法は口座振替とすること、水道料金が納期までに納入されないときは、所有者が連帯して納付義務を負うことなどを付しております。現状といたしましては、条件であります口座振替がなされていない入居者が每期15戸前後ありまして、書面によって所有者のほうに対応を求めていますけど、改善には至っておりません。

また、支払い状況でございますけど、平成21年度の延べ調定件数1,016件のうち、督促状発送件数が158件、停水予告書の発送が65件、停水に至ったものが18件となっております。督促状の発行率で見ますと、15.6%となりまして、企業団全体の発行率、これが11.9%となりますので、比較しますとかなり高いもので、今後、戸別検針徴収を行う際、この滞納整理が課題となってくるものと思われまます。

次に、今後の取り組みについてでございますが、この取り組みは水道ビジョンの中で、給水サービスの一環とした取り組み項目の一つとして検討を行っているところでございます。近隣の事業者では、前田議員のほうから説明がございましたとおり、福岡市、大野城市が実施しておりまして、筑紫野市、太宰府市は実施しておりません。

本企业団では、共同住宅の水道の使用実態が一般の戸別住宅と何ら変わりがないこと、それから隣接する福岡、大野城の両市が実施していることから、導入に向けて検討しているところでございます。しかしながら、管内の集合住宅の件数は、現在1,066件あります。戸数に直しますと、2万4,471戸存在していることとなります。実施につきましては、検針収納に係る経費及び人的手当の確保、調定件数の急増による業務への影響などの対応が必要でありますので、まずは各戸のメーター検針が1カ所で行える集中検針装置の設置など、諸条件を付した導入を、平成24年度を目標に開始いたしたいと思っております。その後、状況を見ながら実施してまいる所存でございます。

以上です。

○大久保議長 八尋施設課長。

○八尋施設課長 施設課長の八尋でございます。2点目の、集合住宅に対する直結給水についてお答えいたします。

現在、給水区域内への給水は、その大部分を、高台にあります配水池からの高低差を利用して給水しております。給水方法につきましては、道路に埋設の配水管から蛇口まで直接つながっている給水方法を直結直圧給水、途中に増圧ポンプを設置して給水する方法を直結増圧給水といいます。ただし、直結増圧給水は、周辺に水圧低下等の影響を与えるおそれがあることから、現在は認めておりません。また、受水槽を介して給水する水道を貯水槽水道といい、集合住宅等が該当します。貯水槽水道の指導、管理につきましては、まずは地域保健法において、保健所の事業として、水道について指導及び必要な事業を行うこととされていますので、現在、検査や指導が行われているとともに、水道法では水道事業者が水道水供給者の立場から得られる情報等をもとに、必要な助言、指導を行うこととなっています。

1点目の、直結給水についての検討はなされているのかとのことですが、企業団では「水レター」に貯水槽水道の管理者向けの記事を掲載し、適正な管理をお願いするとともに、現在、2階までの直結給水を3階までに拡大できるよう、平成21年度から検討及び他団体の状況を調査、規定の見直し等を進めているところでございます。

また、取り組みの方向性につきましては、直結給水は前面道路の配水管の水圧に比例しまして、給水できる階層の高さが決まりますので、必要な給水区域内の水圧調査を実施し、間もなく終了の予定です。今後、所有者の理解を得ながら、3階までの直結給水が拡大可能な地点の選択を行い、平成23年度実施を目標として導入する予定です。

以上です。

○大久保議長 前田俊雄議員。

○前田議員 6番前田でございます。今、御説明いただきましたけども、まず1項目めの集合住宅における戸別検針、戸別料金徴収について再質問させていただきます。

今、御説明をいただいたわけなんですけど、先ほど法律云々がありましたけども、決して企業団が違法な行為をやってるというつもりで言ってるわけじゃございませんで、非常に集合住宅、共同住宅というんでしょうか、こういったことがふえてきているという事実において、やはり隣接の福岡市、あと大野城市等においても実施しているということから、結構、人の流入っていうのもあるもんですから、いろんなお問い合わせがあるわけですから、お尋ねもするわけでございますけども、特に法が云々というよりも、私自身、水というのは命をつなぐもの、大事なもんでございますし、またそういった意味で、公営企

業団ではございますけども、やはりこの行政が行うべきサービスだろうと思っております。そういった意味でこういった、当然のことながら料金については受益者負担が原則になるわけですが、戸建てであれ、それから集合住宅にお住まいの家庭であれ、行政サービス、住民に対するサービスであれば、やはり私は平等、公平になされるべきだろうとは思っています。

先ほどから、8年間試験的に導入しながら、検証結果として、非常に滞納云々ということが説明があって、今日まで実施されてないわけですが、あまりそれを言われますと、あたかも集合住宅にお住まいの方は滞納と、お支払い意識がない、低下してるみたいにもとれるわけですから、そういったことをあまりされますと、正直申しまして、私は一つ反論したいとなってもきます。先ほど言いましたように、戸建てであれ、集合住宅であれ、当然のことながら受益者負担ということで、料金はお支払いすべき義務でもあるわけですから、それに集合住宅、戸別という区別はなかろうと私は考えております。

そういった中で、時折聞きますのは、戸建ての世帯と集合住宅の世帯で、同じ家族構成でもいいんでしょうけども、同一水量を使った場合、すべての集合住宅において、戸建てと集合住宅の世帯、同じ使用料の場合には、全く同じ料金となっているという認識なのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○大久保議長 笹渕料金課長。

○笹渕料金課長 まず、戸建ての場合は、うちのほうから直圧で徴収いたしますので、うちの料金体系をもとに徴収しております。集合住宅におきましては、給水装置ではございませんで、家主さん、オーナーの方が料金設定されております。ただ、うちのほうで相談を受けた場合は、うちの料金体系で徴収をお願いするとともに、トラブルもそのようなこと、うちの体系に合わせてもらったほうがトラブルが少ないですよということは伝えております。

ただ、聞きますと均一料金を取られているところとか、またメーター自体もつけてないところとかも存在するのは承知しております。

以上です。

○大久保議長 前田俊雄議員。

○前田議員 再々質問をさせていただきます。

恐らくそういったこともあろうかと思えます。それでも、あえて聞いとるわけですが、先ほど申しましたように、やはり私はこの水の供給っていうのは、行政が行うべき行政サービスと、同じ住民であれば、同じ条件であれば、同じ負担が生じるというようなことも考えるわけでございます。

そういったことから、負担の公平もあるべきではないかということもありますし、また今度は、オーナーとか管理組合さんにとっては、ある一面、この徴収という業務が負担としてあるということもあるわけですから、そういったことも、時代背景もあって、当然、最近福岡市、大野城市を私は事例に言いましたけども、今、全国の水道の料金体系、非常に今便利なものでインターネットがございまして、こういった形で戸別検針、戸別料金徴収を検索しますと、もうたくさん、全部開き切らんぐらい、時間をかけないと開き切らんぐらいあります。

そういった意味で、当然戸別検針、戸別料金徴収っていうのが時代の要請かとも考えてもおりますので、ぜひ考えていただきたいんですけども、先ほどの、この項目で最後になりますけど、導入の検討はしてるけども、集中検針システムを設置を条件に、平成24年度ぐらいのめどにやりたいということで理解していいんでしょうか。

○大久保議長 笹渕料金課長。

○笹渕料金課長 そのとおりでございます。

まず、福岡市、大野城市を条件をほぼつけておりません。ただ、大野城市につきましては、私が先ほど言いました集中検針盤は、あれを条件といたしましてうちが日の出県営住宅を施工したころには、その集中検針盤を条件とした実施を行っておられました。2年前にその条件を廃して、集中検針盤をつけない集合住宅でも行われるように拡大されております。

うちのほうもそういうふうな、全体を相手にいたしますと一度に申し込みが殺到する、ちょっと業務に支障を来すこともあると思いますんで、まず条件を付したところから、その申し込み状況を見ながら拡大していきたいと考えております。

以上です。

○大久保議長 ちょっと失礼します。

企業長、答弁ありますか。

いや、次の項目に行きますか。

川原企業長。

○川原企業長 ただいま前田議員から実態をつぶさに御説明をいただきまして、私どももその調査をずっと続けてまいりました。もうこれは既に御承知のとおりでございますけども、これに伴う業務の増大、あるいはその財政面についてのいろんな課題、これは当然我々が解決していかなければならない道であるというふうに思います。

ただいま課長も答弁いたしましたように、24年を目標にぜひやりたいということでございますので、私もそれについて、その取り組みを応援しながら、努力をしてまいりたいと

いうふうに思っております。よろしく申し上げます。

○大久保議長 6番前田俊雄議員。

○前田議員 6番前田でございます。集合住宅に対する直結給水については、かなり技術的な課題もあることから、十分理解するわけでございますけども、それにつきましてはできるところから、当然言われる、直圧式だと高低差によって、3階ということも多少私は専門家じゃなくても理解できますし、そうだろうと思っておりますので、当然のことながら、やはりそれ以上にすると、先ほど説明にありました増圧直結給水ですか、やる必要と思うんですけど、やはりそういった、4階、5階、もっと高いところにそういう増圧装置をつけた場合、周辺にかなり影響は出るものでしょうか。

○大久保議長 八尋施設課長。

○八尋施設課長 道路に埋設してあります配水本管から、給水管のほうに分かれて給水するわけでございますが、その途中にポンプをつけて増圧しますと、吸い込みっていいですか、引っ張り込みますので、周りの本管の水圧が下がります。問題となっているのは、そういう影響を少なくするポンプの開発が望まれているというようなのが今現状でございます。

それでも福岡市はやってるじゃないかと思われませんが、福岡市はもう早くから水道も、事業もやっておりますし、配水本管の更新っていいですか、整備もかなり進んでおります。その点から、可能となっていると考えております。

以上です。

○大久保議長 6番前田俊雄議員。

○前田議員 前田でございます。かなり技術的な課題が多いんでございますので、ぜひ引き続き研究、検討もお願いしたいと。

以上で終わらせていただきます。

○大久保議長 これで前田議員の一般質問は終わりました。

日程第2、これより質疑に入ります。

議案第16号平成21年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について1名の方から質疑があっております。

質疑をお受けします。

3番春田智明議員。

○春田議員 3番春田智明、通告に従い、お尋ねいたします。

議案第16号に関して質疑いたします。

議案の16ページ、事業に関する事項の平成20年度と21年度を比較して表にしてありますが、議会費は前年比58.4%の減少となっております。それに対して、総係費は6.9%の減

少となっています。この中にそれぞれ人件費が含まれておると思うのですが、人件費のみを比較すると、平成20年度と21年度で、項目ごとに比較してどうなっているのかお答えいただきたいです。

○大久保議長 松永総務課長。

○松永総務課長 総務課長の松永でございます。平成21年度の決算と20年度の決算、人件費において、それぞれ項目ごとにどうなっておるのかという御質問でございます。

お答えするに当たりまして、前もって議長に許可をいただいて、皆様の席上に資料を置かせていただいております。平成21年度の人件費、前年度との比較、議会費等及び総係費という表でございます。こちらをごらんください。

まず、上段の方には、議会費のほうを記しております。議会費に関しまして人件費項目は2項目、報酬と手当でございます。報酬でございますが、20年度の決算値654万円、21年度305万4,000円、348万6,000円の減でございます。手当219万900円、21年度は0円でございます。増減の理由といたしましては、横に付しておりますように、議員の数及び報酬の減額がなされたことによる減と、手当につきましては期末手当の減でございます。

続きまして、総係費でございます。総係費について御説明をいたします。

まず、給料でございますが、平成20年度の決算1億9,889万1,000円余、これが21年度は1億9,102万5,000円余、786万円ほど減っております。増減の理由といたしましては、改革、退職等による減と、採用、昇給等による増、これが合わさったものの減額でございます。

次に、手当でございます。手当1億3,465万4,000円余、これが20年度決算値でございますが、21年度の決算値は1億2,299万2,000円余、前年度比較としまして1,166万2,000円余が21年度減っております。増減の理由といたしましては、改革、人事院勧告、退職等による減及び採用等による増が合わさったものでございます。

続きまして、賃金、20年度の決算額は25万2,000円でございます。21年度の決算額は130万1,000円余でございます。104万9,000円ふえております。これは、退職者が出たために臨時職を雇って補ったものでございます。

続きまして、報酬でございます。1,077万4,000円余、20年度の決算額に対しまして、21年度は236万4,000円余となりまして、841万円余の減となっております。これは、嘱託職員を減員したことによる減額でございます。

続きまして、法定福利費5,854万6,000円、これに対しまして、21年度は6,161万1,000円余でございます。306万5,000円ほどふえております。これは、長期、短期の掛金の率がアップしたことによる差額でございます。

厚生福利費103万4,000円に対しまして、21年度は100万5,000円、2万9,000円の減でござ

ございます。これは、給料減に伴う差額でございます。

退職給与金、20年度が4,667万7,000円に対しまして、21年度が3,775万4,000円でございます。892万3,000円ほど21年は減っておりますが、これは引当金と企業長の退職金の差額がこの出た金額でございます。

以上でございます。

○大久保議長 3番春田智明議員。

○春田議員 では、再質問させていただきますが、議会の人件費については、行財政改革特別委員会が立ち上がって改革が進められ、大幅な減少が、削減がなされています。職員についてはまだ不十分で、これからまだ続いて減少に取り組んでいかなければならないと理解しますが、行革の進捗については特別委員会でお聞きするとして、今説明された中に、給料手当において退職等による減とありましたが、具体的にどのような状況でこの減が生じたのか御回答ください。

○大久保議長 松永総務課長。

○松永総務課長 職員の退職について、20年、21年、どのような変化があったのかということでございます。

退職については、定年による退職は20年度ございませんでした。20年度の途中、21年3月で職員が1名、自己都合で退職をいたしております。また、20年度末で再任用をしておいた職員が、21年度は継続して採用をいたしておりません。合わせまして、21年度の6月に職員が自己都合で退職をいたしております。それともう一名、20年度は春日市のほうと人事交流を行っておりまして、20年度が終わった時点で、うちのほうに来ていただいた方は帰られました。ただ、春日市のほうにうちのほうの職員が派遣しとった職員は、まだ派遣期間が1年間であったために、引き続き派遣をすることになりました。21年度においては、那珂川町のほうと1対1で人事交流をいたしました。このため、21年度は職員が1名派遣によって減ったというところがございます。このため、職員の減によって給料手当が減っているというところがございます。

以上でございます。

○大久保議長 3番春田智明議員。

○春田議員 今、ちょっと計算してみて、必ずきれいな数字じゃないんですけど、平成21年度の人件費、前年度と比較、議会費は64%の減、それと総係費のほうは7%ぐらいの減だということが計算でわかりました。最後に、行革の進捗状況は、特別委員会の報告とかで、そちらのほうでしっかり聞いていきたいと思いますが、議案第16号平成21年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算についての人件費の結果について、企業長の何かコメント

とか、また改善すべき点とか、お気づきの点などございましたらお答えいただけますでしょうか。

○大久保議長 川原企業長。

○川原企業長 お答えいたします。

ただいま春田議員が、ごらんのとおりでございますが、おっしゃられてありますとおり、行革というのは、基本的には行政体が存在する以上は、大いにその行革を図りながら、そしてこれはまたエンドレスの問題でございますので、期間を定め、目標を定め、そしてそれに実行を加えて、その実行効果の測定をしながら、新たにまた目指すということで、行革というのはある程度エンドレスで続いていくもんだというふうに思いますので、今後とも一層努力しなければならないというふうに、肝に銘じているところでございます。

以上でございます。

○大久保議長 これで春田議員の質疑は終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保議長 質疑なしと認めます。

これで議案第16号から議案第22号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第16号から議案第22号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保議長 討論なしと認めます。

これで議案第16号から議案第22号に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第16号平成21年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大久保議長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第16号は認定することに決しました。

議案第17号平成22年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第1号）について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大久保議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第17号は原案の

とおり可決されました。

議案第18号春日那珂川水道企業団暴力団排除条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○大久保議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号春日那珂川水道企業団個人情報保護審査会委員の任命について、今泉忠氏を委員に任命することについて賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○大久保議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第19号は原案のとおり同意されました。

議案第20号春日那珂川水道企業団個人情報保護審査会委員の任命について、蘇我嘉伯氏を委員に任命することについて賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○大久保議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第20号は原案のとおり同意されました。

議案第21号春日那珂川水道企業団個人情報保護審査会委員の任命について、松本富美子氏を委員に任命することについて賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○大久保議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第21号は原案のとおり同意されました。

議案第22号春日那珂川水道企業団個人情報保護審査会委員の任命について、牟田正人氏を委員に任命することについて賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○大久保議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第22号は原案のとおり同意されました。

以上で今次定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成22年第3回春日那珂川水道企業団議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 15時02分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年10月1日

春日那珂川水道企業団議会議長 大久保 妙 子

1 番 藤 井 俊 雄

2 番 竹 下 尚 志